

立教学院創立 150 周年記念 冠・ロゴマーク・キャッチコピー等の取り扱いについて

I 趣旨

創立 150 周年記念事業の展開を広く社会に訴求することを目的に、ロゴマーク・キャッチコピー等を作成した。冠と併せて、学内外の積極的な活用を期待したい。

II 使用に関する要項

1. 立教学院創立 150 周年記念（以下「150 周年」）冠・ロゴマーク・キャッチコピー等
150 周年冠の名称は「立教学院創立 150 周年記念」とする。
150 周年ロゴマーク・キャッチコピー等は、デザインガイドの通りとする。
2. 150 周年冠・ロゴマーク・キャッチコピー等の使用期間
150 周年冠・ロゴマーク・キャッチコピー等の使用期間は、2025 年 3 月 31 日までとする。
3. 150 周年冠・ロゴマーク・キャッチコピー等の使用手続き
 - (1) 本学院教職員（兼任講師を除く）は、150 周年ロゴマーク・キャッチコピー等を広く業務等に使用することができる。ただし、使用に当たっては、品位を保持し、かつデザインガイドを遵守しなければならない。
 - (2) 上記以外の者（兼任講師、在学生、校友会、保護者、マスコミや企業等）が 150 周年ロゴマーク・キャッチコピー等を使用しようとするときは、事前に Web からの申請が必要となる。（URL：<http://s.rikkyo.ac.jp/design>）
4. 150 周年冠・ロゴマーク・キャッチコピー等の使用停止
創立 150 周年事業推進本部は、本学院教職員及び使用の許可を得た者が次のいずれかに該当すると認める場合は、150 周年冠・ロゴマーク・キャッチコピー等の使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) 本学の名誉が傷つけられた場合又はそのおそれのある場合
 - (2) 許可した使用内容と異なる場合
 - (3) 冠・ロゴマーク・キャッチコピー等の使用目的または使用方法が適切でないとき。
 - (4) 商用目的で使用するとき（本学が特別に認める場合を除く）。
5. その他
この要綱に定めるもののほか、150 周年冠・ロゴマーク・キャッチコピー等に関し必要な事項は、立教学院ホームページやデザインガイドにて別途定める。

III 150 周年冠・ロゴマーク・キャッチコピー等の使用用途

150 周年冠・ロゴマーク・キャッチコピー等は、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 本学院・各校の式典・行事等公式の場で使用する場合
- (2) 学院史その他記念刊行物に使用する場合
- (3) ホームページ、名刺、広報誌、パンフレット等各種刊行物その他これらに準ずる

ものに使用する場合

- (4) 講義・発表スライド、本学院が企画するオリジナルグッズ等に使用する場合
- (5) その他、150周年冠・ロゴマーク・キャッチコピー等を使用することが適当である場合

IV. 注意事項

- (1) 本学院以外の活動においては、申請時に届け出た用途以外には使用できない。
- (2) ロゴマーク・キャッチコピー等の使用は、本学院がデザインガイドで定める色、形状等を使用し、デザインの改変等はできない。
- (3) 使用承認を受けた者は、当該承認を受けた地位を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。

以 上